

## ~~県土づくり本部及び各農林事務所所管発注工事における~~近接工事の間接工事費等の調整要領

隣接して工事を発注する場合及び追加工事を発注する場合には、間接工事費等の調整は原則として行わない。なお、同一業者が近接する工事を受注し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合の取扱いについては、下記のとおりとする。

### [1] 定義

- 1) 近接工事とは、隣接（隣接する工事端間距離が陸路100m以内）し、工期が重複する工事をいう。  
ただし、既発注工事が契約工期内に完了している場合にあっては、監督・検査確認等申請書の提出日以降は工期の重複率に含めない。
- 2) 間接工事費等とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。

### [2] 間接工事費等調整を行う工事の対象となるケース

県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する工事において、下記のケースとなった場合は、間接工事費等の調整を行うものとする。

- ~~1)~~・既発注工事の受注者と同一業者が、近接工事を受注し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合については、間接工事費等の調整を行うものとする。  
ただし、（別紙）の工事については、間接工事費等調整を行わない。
- ~~2) 既発注工事の受注者と同一の業者と近接工事の随意契約を行う場合は、発注時（予定価格算出時）に間接工事費等の調整を行うものとする。~~

### [3] 間接工事費等の調整項目

- 1) 率計算による間接工事費等は工期の重複率により次のとおりとする。
  - ①重複する工期が現工事工期の70%以上重複する場合
    - 共通仮設費
    - 現場管理費
    - 一般管理費
  - ②重複する工期が現工事工期の70%未満重複する場合
    - 現場管理費
    - 一般管理費
- 2) 積上計上による間接工事費等で、供用、転用できる場合は調整する。

### ~~[4] 間接工事費等を調整しない工事~~

- ~~1) 国及び市町村が発注する工事~~
- ~~2) 発注機関（現地機関等）が異なる工事~~
- ~~3) 諸経費体系が異なる工事~~

~~※諸経費体系が異なるとは、積算基準書にある工種の別ではないので注意すること。~~

#### ~~4) 共同企業体（JV）と、その共同企業体（JV）の1構成員が受注した工事~~

##### [4-5] 間接工事費等の調整方法

1) 調整を行う今回発注工事の、率計上による間接工事費は、既契約工事と今回発注工事を一括発注した場合の間接工事費から、既発注工事の間接工事費を控除した額とし、各費目の調整方法は次による。

(1) 共通仮設費は今回発注工事と既発注工事の直接工事費の合計額から算出した全体共通仮設費額から既発注工事の共通仮設費額を控除した額とする。

(2) 現場管理費は今回発注工事と既発注工事の純工事費の合計額から算出した全体現場管理費額から既発注工事の現場管理費を控除した額とする。

(3) 一般管理費は今回発注工事と既発注工事の工事原価の合計額から算出された全体一般管理費額から既発注工事の一般管理費を控除した額とする。

(4) 上記(1)～(3)により算出された額が、調整前の額より高くなった場合は、調整前の額とする。

(5) 上記(1)～(3)により算出された額が、負数になる場合は零額とみなし、今回発注工事の間接工事費調整額は計上しない。

2) 既契約工事と今回発注工事を一括発注した場合の間接工事費算出において、工種区分が異なる場合は、主たる工種の率で計算する。(工種区分は各工事標準積算基準書を参照)

3) 旧基準で積算した既発注工事と、改定基準で積算した今回発注工事の間接工事費調整は、既契約工事と今回発注工事を一括発注した場合の間接工事費算出を、主たる工種の改定基準による率で行い、既発注工事の間接工事費算出を、既発注工事の工種の改定基準による率で行う。

※ただし、歩掛や単価については、今回発注工事が発注される時点の既発注工事のものとし、契約補償費については、既発注工事の当初の額とする。

4) 積上計上による間接工事費等について、現場実態により供用、転用が可能な場合は、条件変更として2回目以降に変更する。

なお、施工の実態によっては、既発注工事の変更も行う。

~~5) 随意契約の場合は、当初設計時に1)及び2)により調整を行い、3)については、当初設計時の状況に応じ計上する。~~

6) 調整の対象となる既契約工事の設計金額は、今回発注工事が発注される時点のものとし、その後既契約工事の設計金額に変更が生じた場合でも、調整対象既契約工事の設計金額の変更は行わない額で調整する。

なお、工期重複率においても同様に、今回発注工事が発注される時点とし、以後既発注工事の工期延長がなされても、工期重複率の変更は行わない。

##### [5-6] 業者への周知

1) 公告附帯資料の条件に「発注機関が同一で工期が重複する近接した工事の受注者と同一業者が落札、契約締結し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の

主任（監理）技術者を配置する場合は、設計変更により間接工事費等の調整を行います。」と明示する。

2) 既発注工事の受注者より間接工事費等の調整に関して問い合わせがあった場合は、説明を行う。

[6-7] 前払い金の支払方法

近接工事として、間接工事費等の調整を行う工事については、入札後速やかに間接工事費等の調整（率計上分のみ）の変更契約を行った後、前払い金を支払う。

附則（H11.3.10 企指第695号）

この要領は、平成11年4月1日以降に入札する工事から適用する。

附則（H17.3.11 建設技第1490号）

この要領は、平成17年4月1日以降に入札する工事から適用する。

附則（H27.3.9 建設技第2000号）

この要領は、平成27年4月1日以降に公告する工事から適用する。

附則（H27.10.23 建設技第1103号）

この要領は、平成27年11月1日以降に公告する工事から適用する。

附則（R5.3.27 建設技第3302号）

この要領は、令和5年4月1日以降に公告又は見積依頼する工事に適用する。